

諮問日：令和元年7月22日（令和元年度（最情）諮問第21号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第68号）

件名：特定の事件について審議が行われた日時が分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の事件について審議が行われた日時が分かる文書又は情報提供（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所が開示請求文言に対応して特定した文書名が不明である。
- 2 最高裁判所が特定した文書が裁判事務に関する文書であることが証明されていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した司法行政文書である。

審議は、事件の審理・判断のためにされるものであるから、審議に関して作成された文書は、全て裁判事務に供されるものであって、司法行政事務の用に供されるものではない。よって、審議に関して作成された文書は、当該文書を

特定するまでもなく、司法行政文書に該当しないことが明らかである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月7日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年10月18日 審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないと解される。

そこで、本件開示申出文書について検討すると、苦情申出人が提出した本件開示申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める文書は、特定の事件の審議に関する文書（審議が行われた日時が記載された文書）であると解される。この点について、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、審議は事件の審理や判断のためにされるものであるから、審議に関して作成された文書は全て裁判事務に供されるものであって、司法行政事務の用に供されるものではないとのことである。裁判官が事件の審理や判断のために行う審議に関する情報は、司法行政事務の遂行上把握される事件の受理や終局、開廷期日等の進行管理に関する情報とは性質が異なることを踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。したがって、特定の事件の審議に関する文書（審議が行われた日時が記載された文書）は裁判事務に関する文書に当たるから、本件開示申出文書は司法行政文書とは認められない。

2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書は司法行政文書の開示
手続の対象とならないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人